

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

1 開会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

教育長：皆様こんにちは。本日は大変忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。この会議は、平成 25 年にいじめ防止対策推進法が施行されたことに伴って設置された会議です。この他にいじめ問題に関する会議としては、今後、いじめ問題対策専門委員会の開催も予定されていますが、そちらは、いじめの重大事案が発生したときに備えて開催する会議です。この会議については、いじめの未然防止に関して様々な取組に関して皆様のご意見をいただき、行政に役立てていくための会議です。最近、人権意識が高揚してきたこともあり、いじめられた子どもの立場に立って判断することが大切であるとされています。被害を受けた子どもが嫌だと感じたら、それは、いじめと定義されます。ただし、いじめには、弱みに付け込んで執拗に嫌がらせを繰り返したり、集団で個人を攻撃したりというような分かりやすいものから、互いに攻撃し合っていたり、互いが納得しているように見えたり、軽い悪ふざけのように見えるというような分かりにくいものもあり、極めて見極めが難しいというのが現状です。さらに、いじめる側といじめられる側も流動的であり、いじめられていた子が、ある日突然いじめる側にまわっていたという例もあり、ある特定の子にだけ注意を払ってあげればよいというわけではない難しさがあります。また、一度いじめを徹底的に指導して事態が収まっていたとしても、その効果がいつまでも継続するとも限らず、常に注意を払う必要があります。日々の教育活動等において、考えの違う相手と如何に折り合いをつけていくか、相手の尊厳を傷つけない言動とはどのようなものかということ、地道に指導していくしかないと思います。本日は、お集まりの皆様が、日頃見聞きしている知識等を出し合ってください、いじめという社会問題に対してどうやって向き合っていけばよいかご意見をいただきたいと思います。本日はよろしく願います。

4 委員紹介

5 会長の選任

事務局：次に会長の選任に移りたいと思います。岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例第 6 条第 1 項の規定によりまして、会長は委員の互選によることとされていますが、事務局から提案させていただきたいと思います。会長には、岩倉東小学校校長の横山委員を事務局案として、提案させていただきます。異議がなければ、拍手をもってご承認いただきたいと思います。

(拍手)

ありがとうございました。それでは、ここで横山会長よりごあいさつをいただきたいと思います。

横山会長：僭越ながら会長を務めさせていただきます岩倉東小学校校長の横山と申します。不慣れではありますが、有意義な会となるよう努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

6 議題

横山会長：それでは、次第により議事を進めさせていただきます。議題に入る前に、本委員会の運営について事務局より説明をお願いします。

事務局：本日の協議会は、原則として公開としており、傍聴人及び報道機関への公開についてご了承いただきますようお願いいたします。また、議事録については、署名人を置かず、要点整理で行うこととし、確定次第、市のホームページで公表することとします。

議題（１）岩倉市いじめ問題対策連絡協議会について

事務局説明後、議題（１）に対して質問、意見なし。

議題（２）岩倉市におけるいじめの認知件数の推移について

事務局説明後、議題（２）に対して質問、意見なし。

議題（３）岩倉市におけるいじめの相談体制について

杉本委員：いじめの相談というのはとても勇気がいることです。相談したことによって、加害生徒に伝わってしまい、報復されることを恐れるあまり相談できないという状況があり、どこの自治体でもいじめ相談というものはほとんどないです。ただ、友人関係等の他の項目で相談する中で、この相手にはいじめに悩んでいることを相談しても大丈夫だろうかと探っている子も多くいます。他の項目の相談から、いじめの相談に繋がった件数は分かっていますか。この件数は非常に重要であると思います。

横山会長：相談員の記録では友人関係の相談が非常に多いです。昨日まで仲良かった子が、今日は冷たいだとか、教員の目から見ると些細なことでもそれがその子にとって不可解で納得のいかない結果となったときに相談に繋がっていると思います。いきなりいじめというわけではなく、その前の段階で違和感があったことを相談している子は多いと感じています。

杉本委員：相談を受けるばかりではなく、教員から異変を発見する力が問われていると思います。いじめの認知件数のうち、発見したのは教員なのか、他の児童生徒なのか、発見した経路を明らかにすると学校ごとの傾向を掴めたりするのではないかと思います。

教育長：全ての学校でいじめのアンケートは実施していますか。

横山会長：実施しています。さらに、昨今は教員の発見するためのアンテナも高くなっています。担任が違和感を持ったこととアンケートの結果を付け合わせて、何かありそうだと個別相談へと発展させたりすることもあります。いじめの認知件数が増えてきているのも、教員の発見する能力が高まってきていることを影響しているのではないかと思います。

事務局：学校においては「こころの天気」というアプリを活用しています。毎日、児童生徒が自分の気持ちを、晴れ、曇り、雨等の天気例えて示すものなのですが、これらの結果からも教員が気づき、個別に声をかけたり、相談員に繋げたりしているという例もあります。

横山会長：学校においても、担任だけではなく、様々な教員が関わり、チームで対応していることも非常に大きいと思います。

議題（４）各機関等におけるいじめ防止に関する取組について

杉本委員：児童相談センターでは、いじめの相談というより、虐待やネグレクト等の家庭問題の相談がほとんどです。例えば子どもが家で暴力を受けているといった場合、子が第三者に助けを求めるとするのは非常にハードルが高いのです。口止めをされている場合もありますし、自分が口外したということが親に伝わってしまえば、さらに酷い叱責に繋がれることを恐れるためです。そのため、子どもが勇気を振り絞って訴えてくれたことは、絶対に親には直接伝えないようにし、会話を進めながら親自身に語ってもらうよう誘導します。また、怒鳴り声通報や泣き声通報があったことにして親へ話をします。このように虐待対応は非常に気を遣うのですが、いじめ対応の場合、先生は加害生徒に対してどのように話をしていますか。

事務局：情報元が特定されて、いじめが悪化してしまう恐れがある場合は、教員が発見したとか他の友達が心配して相談があったという話にすり替えて対応します。

杉本委員：被害者本人しか知りえない情報なのか否かということをも丹念に調査することが必要ですね。

横山会長：加害者に話をする際は、入念に準備を整えます。担任だけではなく、他の教員や四役を交えて、どのようにアプローチするべきかを事前に協議しています。非常に気を遣います。

教育長：教員が見つけたことにするのが一番無難ですね。

杉本委員：異変をキャッチする能力がとても重要です。いつも1人で下校していたり、授業でペアを組ませるといつも決まった子がペアを作れないといったちょっとしたサインを見逃さないようにアンテナを高くしておくことが大事です。

横山会長：保護者の方はそういった異変を感じたことはありますか。

河村委員：子が通う学校で実際にトラブルがありました。軽い気持ちでかけた言葉で、相手は深く傷付いているということを学んでほしいです。

澤村委員：あまり感じたことはありませんでした。ただ、担任教員との交換日記で自分の思いを伝えることができたり、クラスメイトの良いところを探そうというワークを授業に取り入れている先生がいるという話も聞きます。学校にはそういった命の大切さを学ぶための取り組みが様々あるんだと感じていたところです。

鵜飼委員：いじめの根本的な原因は、親の子どもに対する接し方にあると感じています。子どもに前向きで優しい言葉をかけていると、前向きで優しい言葉を発する子どもになります。子にかける言葉は、子の成長に大きな影響を与えるのです。昨今の親の乳幼児期の子への関わり方の質が低下していないかを非常に心配しています。

宮田委員：虐待やネグレクトの問題に向き合うことが多く、いじめというものに対応する機会は少ないです。ただ、知人の子の話を聞いたりするのですが、お互いにふざけあっているように見えても、実は一方の子は不満が溜まっているといった話を聞きます。しかし、その子は、我慢して学校という人間関係の中でうまくやっていかなければいけないと言っていました。学童保育でも、いくつかトラブルがあると聞きます。言葉一つで相手を励ますこともあれば、逆に傷つけてしまうこともあり、今はそれが非常に顕著だと感じています。

湯浅委員：警察としては、その事案が犯罪となるのか否かを慎重に見極め、犯罪行為があれば厳しく対処していきます。本日の先生方の話を聞いて、学校現場では慎重な対応が求められ、その難しさを思い知らされました。

神山委員：家庭児童相談員が対応する虐待やネグレクトといった事案では、児童相談所と連携させていただいています。事案ごとに相談し、専門的な意見を伺いながら進めているところです。また、各児童館では、子どもや保護者を対象に「じどうかなないろそうだんしつ」という相談窓口を設けています。主に友人関係の相談が寄せられていて、学校と連携しながら対応しています。

山口委員：法務局は人権擁護機関ということで、人権侵害を受けたとして、被害者から申し出を受けた場合は、その救済を行います。また、人権擁護委員の方と協働して相談を受けたり、人権意識を高めるための啓発活動を行ったりしています。相談窓口としては、子どもの人権 110 番というフリーダイヤルの電話相談窓口も設けていますし、LINE での人権相談も受け付けています。さらに、毎年、子どもの人権 SOS ミニレターを児童生徒へ用紙を配布いただき、困っていること等を書いて、法務局まで送っていただき、返事をし、状況によって学校や関係機関と連携しながら対応しています。実際に相談のあった人権 SOS ミニレターを見ていると、悩みをまだ誰にも相談できていないというような事例が散見されますので、学校や親に相談していいんだよということを伝えています。引き続き、本日お集まりの各機関の方とも情報共有させていただけたらと思います。

横山会長：メールや LINE での相談件数は年々増えていきますか。

鵜飼委員：LINE については子どもの相談件数が増えています。電話相談は保護者が多いです。

横山会長：小学生でも LINE を使える状況にあるということですね。外国籍の方も相談できますか。

山口委員：外国籍の方も相談できますが、外国語によるインターネット人権相談窓口を別途設けています。

横山会長：本校でも、外国籍の児童が相談にくるのですが、日本語がまだつたなく、全てが伝わらないことで寂しい思いをしているかもしれないと感じることがあります。年々、各関係機関の相談体制が充実してきていると感じます。

事務局：本日は、長時間にわたり、たくさんのご意見をいただき誠にありがとうございました。今後の取組に生かしていきたいと考えております。以上で本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。